

芸術文化振興ビジョン検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 芸術文化振興ビジョンの策定にあたり、芸術文化の担い手である県民一人ひとりや、企業、各種団体、行政などさまざまな主体による参画と協働のもと、芸術文化の振興と、芸術文化を活かした豊かな社会づくりに積極的に取り組むための方策等を検討するため、芸術文化振興ビジョン検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 本県の今後の芸術文化振興方策の検討に関すること。
- (2) 本県の今後の芸術文化を活かした豊かな社会づくりの方策の検討に関すること。
- (3) その他、芸術文化振興ビジョンの策定に必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる17名以内の委員で組織する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理するとともに、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

- 2 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 事故その他のやむを得ない理由により委員会が開催できないと委員長が認める場合、委員長は個別に委員の意見を聴取し、委員会の開催とすることができる。

(小委員会)

第6条 委員会に、その所掌事務を分掌させるために、小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会に属すべき委員は、委員長が指名する。
- 3 座長は、小委員会に属する委員のうちから、委員長が指名する。
- 4 座長の職務及び小委員会の会議については、第4条第4項及び前条を準用する。

(謝金)

第7条 委員、又は委員長が必要と認めた委員以外の者が、会議その他委員会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

(旅費)

第8条 委員、又は委員長が必要と認めた委員以外の者が、委員会の職務を行うために、会議に出席し、又は旅行したときは、職員等の旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第44号)の規定により旅費を支給する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画県民部芸術文化課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成27年3月31日限り、その効力を失効する。

(招集の特例)

3 この要綱の施行日以後最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、知事公室長が招集する。

別表（第3条関係）

氏名	役職
石川 憲幸	兵庫県議会議員、文化振興議員連盟事務局長
磯部 裕子	(株)ビー・プランニングコミュニケーションクリエイター、創作書道作家(公募委員)
奥村 和恵	多可町文化会館ベルディホール顧問
蔭山 慎吾	兵庫県中学校長会会長、神戸市立鈴蘭台中学校長
加藤 隆久	神戸芸術文化会議議長
木田 薫	特定非営利活動法人ソーシャルデザインセンター淡路理事長
木村 光利	公益財団法人兵庫県芸術文化協会理事長
久保 千賀子	但馬食育研究会「スコラ」代表
佐藤 友美子	追手門学院大学地域文化創造機構特別教授
下村 俊子	(株)神戸風月堂代表取締役会長
玉田 恵美	特定非営利活動法人姫路コンベンションサポート理事長
新野 幸次郎	神戸大学名誉教授
服部 孝司	(株)神戸新聞社常務取締役
藤原 俊輔	兵庫県地域文化団体協議会会長
蓑 豊	県立美術館長
森村 暁子	関西舞台芸術研究所代表、舞台芸術プロデューサー
米川 綾子	特定非営利活動法人兵庫県子ども文化振興協会代表理事